

## 大阪・関西万博の開催に合わせ 堺旧港船着場の船舶運航事業者を募集します

大阪港湾局と堺市では、大阪・関西万博の開催に合わせ、堺旧港において仮設浮棧橋設置等の環境整備を行い、堺旧港船着場（仮設浮棧橋）の利用を新たに開始しますので、船舶を運航する事業者を募集します。

### 1 堺旧港船着場（仮設浮棧橋）概要（予定）

所在地：堺旧港（堺市堺区大浜北町地先）

利用期間：令和7年3月15日（土）～令和7年10月13日（月・祝）

利用時間：午前8時～午後9時

浮棧橋仕様：【台船】延長22メートル×幅8メートル×乾舷1.2メートル（スロープあり）

【台船と護岸の連絡橋】延長11メートル×幅約1.2メートル

※日没後等の利用で乗下船時に照明が必要となった場合は、利用者で準備をお願いします。なお、安全な船着場利用のため、照明の準備を船着場利用の条件とさせていただく場合があります。

※1回あたりの利用時間は30分までを基本とします。

※船着場利用にかかる綱取り綱放しは委託事業者である特定非営利活動法人大阪水上安全協会にて実施します。



### 2 利用可能船舶

以下の海上運送法における事業の用に供する旅客船（総トン数100トン未満に限る）

- (a) 海上運送法第3条第1項に基づく一般旅客定期航路事業を行う船舶
- (b) 海上運送法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶
- (c) 海上運送法第20条第2項に基づく人の運送をする不定期航路事業を行う船舶

なお、緊急時、官公庁船等は除く（別途協議）

### 3 申請期間

#### 【4月12日までの利用】

利用可能船舶（a）を予定する事業者が定期航路事業に向けた試験運航等を行うとき（随時受付）  
利用可能船舶（b）（c）は利用できません。

#### 【4月13日から10月13日までの利用】

利用可能船舶（a）：利用日に係わらず随時受付

利用可能船舶（b）（c）：利用日の属する月の3か月前の月の1日から受付

※受付期限は利用日の14日前の午後5時までとする。（14日前が土日祝の場合は直前の平日）

※本事業は、利用可能船舶（a）による利用を主な目的としており、利用可能船舶（a）の状況に応じて、利用可能船舶（b）（c）による運航を調整させていただく場合があります。

### 4 申請方法

メールまたはファックスにて船着場利用届に運航ルート図を添付し、特定非営利活動法人 大阪水上安全協会へ提出してください。

【メー ル】[sanbashi@suijo-anzen.jp](mailto:sanbashi@suijo-anzen.jp)

【ファックス】06-7506-9079

【電話番号】06-6942-7788（受付時間：土日祝を除く午前10時～午後5時）

### 5 注意事項

- ・運航ルートは、地元関係者との調整により、変更をお願いすることがあります。
- ・管理者の都合又は浮棧橋利用日の気象や海象状況により、船着場の利用を中止していただく場合があります。その際の管理者による損失費用等の負担はできません。
- ・安全の確認のため、海上運送法の届出書類等の提出を求める場合があります。なお、求められた書類が提出されない場合など、安全が確認できない場合は、船着場の利用をお断りさせていただきます。

### 6 その他

申請方法等の詳細は、以下の市ホームページをご覧ください。また、堺旧港船着場を利用する運航は、市ホームページに順次掲載する予定です。

【URL】<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/rinkai/kaijyoukoutu.html>

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課：建築都市局 都心未来創造部 バイエリア推進担当  
電 話：072-228-8033  
ファックス：072-228-8034